

札幌市特定建築物衛生指導要綱事務処理要領（平成9年3月24日生活衛生担当部長決裁）（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
<p>第4～5条関係（略）</p> <p>第6条関係</p> <p>1 特定建築物届書には、法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) しゅん工年月日（検査済証交付年月日）</p> <p>(2) 建築物環境衛生管理技術者の常駐・非常駐の別及び自社・委託の別</p> <p>2 特定建築物届書には、法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により添付する書類のほか、次に掲げる書類等を添付するものとする。</p> <p>(1) 建築関係図面</p> <p>ア 付近見取図</p> <p>イ 配置図</p> <p>ウ 面積表（用途別面積がわかる表）</p> <p>エ 立面図</p> <p>(2) 空気調和（機械換気）設備関係図面</p> <p>ア 空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書</p> <p>イ 空気調和（機械換気）設備系統図</p> <p>ウ 主要機器表</p> <p>エ 空気調和（機械換気）設備平面図</p> <p>オ 外気取入口、排気口、厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面</p>	<p>第4～5条関係（略）</p> <p>第6条関係</p> <p>1 特定建築物届書には、法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) しゅん工年月日（検査済証交付年月日）</p> <p>(2) 建築物環境衛生管理技術者の常駐・非常駐の別及び自社・委託の別</p> <p>2 特定建築物届書には、法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により添付する書類のほか、次に掲げる書類等を添付するものとする。</p> <p>(1) 建築関係図面</p> <p>ア 付近見取図</p> <p>イ 配置図</p> <p>ウ 面積表（用途別面積がわかる表）</p> <p>エ 立面図</p> <p>(2) 空気調和（機械換気）設備関係図面</p> <p>ア 空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書</p> <p>イ 空気調和（機械換気）設備系統図</p> <p>ウ 主要機器表</p> <p>エ 空気調和（機械換気）設備平面図</p> <p>オ 外気取入口、排気口、厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面</p>	

改正前	改正後	備考
<p>(3) 給水（湯）関係図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 給水設備工事特記仕様書 イ 衛生設備系統図 ウ 主要機器表 エ 貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図 オ 貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図 カ 貯水槽室上階の給排水平面図 キ 雑用水槽室平面・断面詳細図 ク 雑用水槽本体平面・断面詳細図 ケ 井戸の設置場所がわかる図面 コ 井戸の平面・断面詳細図 <p>(4) ゴミ保管庫関係図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 配置図 イ 平面詳細図 ウ 断面詳細図 <p>(5) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し（原本持参）及び履歴書（写真貼付）</p> <p>(6) 給水開始前の水質検査結果書の写し</p> <p>(7) その他保健所長が必要と認める書類</p>	<p>(3) 給水（湯）関係図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 給水設備工事特記仕様書 イ 衛生設備系統図 ウ 主要機器表 エ 貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図 オ 貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図 カ 貯水槽室上階の給排水平面図 キ 雑用水槽室平面・断面詳細図 ク 雑用水槽本体平面・断面詳細図 ケ 井戸の設置場所がわかる図面 コ 井戸の平面・断面詳細図 <p>(4) ゴミ保管庫関係図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 配置図 イ 平面詳細図 ウ 断面詳細図 <p>(5) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し（原本持参）及び履歴書（写真貼付）</p> <p><u>(6) 建築物環境衛生管理技術者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねる場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し</u></p> <p><u>(7)</u> 給水開始前の水質検査結果書の写し</p> <p><u>(8)</u> その他保健所長が必要と認める書類</p>	<p></p> <p>文言追記</p> <p>番号修正</p>

改正前	改正後	備考
<p data-bbox="152 172 1025 306">3 保健所長は、特定建築物の届出を受けたときは、その概要等を情報管理システムに入力するとともに、すみやかに立入検査を行うものとする。</p> <p data-bbox="107 363 385 402">第7条関係 (略)</p> <p data-bbox="107 459 810 497">附則（平成9年4月1日～平成26年4月1日） (略)</p>	<p data-bbox="1088 172 1948 306">3 保健所長は、特定建築物の届出を受けたときは、その概要等を情報管理システムに入力するとともに、すみやかに立入検査を行うものとする。</p> <p data-bbox="1043 363 1321 402">第7条関係 (略)</p> <p data-bbox="1043 459 1747 497">附則（平成9年4月1日～平成26年4月1日） (略)</p> <p data-bbox="1043 555 1151 593"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="1079 603 1751 641"><u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1975 603 2042 641">追記</p>